

平成二十三年二月二十五日提出
質問第一〇一號

本年二月七日の「北方領土の日」における菅直人内閣総理大臣の発言に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

本年二月七日の「北方領土の日」における菅直人内閣総理大臣の発言に関する再質問主意書

本年二月七日、「北方領土の日」に東京都千代田区の九段会館で行われた北方領土返還要求全国大会において、菅直人内閣総理大臣は、来賓あいさつの中で、昨年十一月一日、ロシアのメドヴェージェフ大統領が国後島を訪問したことに関し、「許しがたい暴挙で、直後の首脳会談でも強く抗議した」との旨の発言（以下、「発言」という。）をしている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七七第七一号）を踏まえ、再質問する。

一 「発言」に関し、「前回答弁書」では「御指摘の発言は、菅直人内閣総理大臣が、北方領土問題を一刻も早く解決してほしいと強く願う日本国民の思いを自らの言葉で述べたものである。」との説明がなされているが、菅総理として、どのような戦略の下、「発言」を行ったのか、「発言」をすることにより、ロシア側がどのような反発を見せ、それにより今後の日口間の北方領土交渉並びに平和条約交渉にどのような影響を与えるのか等、綿密な計算をした上で「発言」を行ったのか等の質問に対しては、何の答弁もなされていない。「北方領土問題を一刻も早く解決してほしいと強く願う日本国民の思い」を菅総理としても真摯に受け止めるならば、何より北方領土の我が国への返還に向けた交渉に努力を傾注すべきであり、

いたずらに激しい言葉を用いて、ロシア側の無用な反発を買う必要は全くないと考える。その点も含め、菅総理として、「発言」をすることにより、ロシア側がどのような反発を見せ、それにより今後の日口間の北方領土交渉並びに平和条約交渉にどのような影響を与えるのか等、どの程度綿密な計算をし、どのような戦略の下、「発言」を行ったのか、再度詳細な説明を求めらる。

二 前回質問主意書で、菅総理として、「発言」を行ったことは、日口間の北方領土交渉並びに平和条約交渉に良い影響を与え、我が国の国益に資するものとなったと認識しているか、しているのならその根拠は何か、また、我が国の行政のトップが、「暴挙」という厳しい言葉を用いて、公の場で声高にロシアの国家元首を批判することは、日口両国で静かで冷静な議論を作ろうとする機運を奪い去ってしまうものであり、逆に北方領土が我が国から遠ざかることにつながり、我が国の国益を損ねることになったのではないのかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の発言が、我が国の国益を損ねたとは認識していない。」との答弁がなされている。菅総理が右のように認識する根拠は何か説明されたい。

三 前回質問主意書で、「発言」直後、ロシア側は強烈な反応を示しているが、菅総理として、「発言」を行った後、ロシア側に何らかの説明をしているかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の発言に

については、平成二十三年二月十一日に行われた日露外相会談の場等において、ロシア側に説明している。「との答弁がなされている。右答弁から、菅総理自らは、「発言」についてロシア側に説明をしていないものと思料するが、菅総理自らが、今後ロシアのメドベージェフ大統領に電話する等して、「発言」についての説明をロシア側に行う考えはあるか。

右質問する。